

小規模事業場登録届 チェックリスト

助成金の支給を受ける前に、必要な書類を揃えて届け出てください。

- ・届出期間：平成28年4月1日から平成28年12月28日まで（消印有効）

※ ただし、届出期間中でも登録の受付を終了することがありますのでご了承ください。

- ・届出先：（独）労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

提出書類	
1	<input type="checkbox"/> 小規模事業場登録届（様式第1-1号） 次の全ての要件を満たしていることを確認してください。 a 労働保険の適用事業場であること。 b 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。 c ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。 （登録後3か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること） d 事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。 e ストレスチェックの実施及び面談等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。
添付書類等	
2	<input type="checkbox"/> 産業医との契約書（写） 産業医との契約において、ストレスチェック後の面接指導を実施することが含まれている必要があります。契約書に面接指導の実施に関する記述がある場合は、当該契約書の写しを提出してください。記述がない場合又は契約を締結していない場合は、様式例「ストレスチェックに係る産業医契約書」を参考に、契約を締結してその写しを提出してください。
3	<input type="checkbox"/> 産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類（写） 日医認定産業医証の写しや労働衛生コンサルタント（保健衛生）登録証の写しなどを提出してください。
4	<input type="checkbox"/> 事業場の労働保険概算・確定申告書等（写） 助成金支給申請の直近の申告書（写）を添付してください。労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険料算定基礎賃金等の報告（写）と労働保険料等納入通知書（写）を添付してください。
5	<input type="checkbox"/> ストレスチェック実施契約書（写）又はストレスチェック実施に係る証明書（様式第1-2号） ストレスチェックの実施に関して、実施者と契約を締結している場合は、当該契約書の写しを提出してください。契約を締結していない場合は、実施機関等から様式第1-2号「ストレスチェック実施に係る証明書」を提出してください。 ※なお、産業医が実施も行う場合で契約書にその記載がある場合には、この様式は不要になります。
6	<input type="checkbox"/> ストレスチェック実施者の要件を備えていることを証明する書類（写） 医師、保健師、その他の厚生労働省で定める者（一定の研修を受講した看護師など）を証明する書類の写しを提出してください。厚生労働大臣が定める研修を受けなくても実施者となれる、平成27年11月30日において3年以上労働者の健康管理等の業務に従事した経験を有する看護師又は精神保健福祉士の方の場合は、それを証明する事業者からの証明書を提出してください。 ※なお、産業医が実施も行う場合で契約書にその記載がある場合には、この様式は不要になります。
7	<input type="checkbox"/> 事業場宛ての返信用封筒 事業場の住所・宛名を記入した封筒に82円切手を貼付し、提出してください。

*内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。

*登録の受付後に届出した内容に変更が生じた場合は「小規模事業場登録内容変更届（様式第3号）」の提出が必要です。